

3月1日から本人通知制度が始まります

■本人通知制度とは ～3月2日から登録受付開始～

住民福祉課窓口において、住民票の写しなどを第三者に交付したときに、事前に登録した人にその事実をお知らせする制度です。

《制度の流れ》



《第三者とは》

- ①請求者本人から委任状を託された代理人
- ②車両登録や保険業務等の必要があって請求する事業者
- ③職務上請求できる人（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）

本人通知の対象となる証明書

- ①住民票の写し（消除された住民票も含む）
- ②住民票記載事項証明書（消除された住民票も含む）
- ③戸籍附票の写し（除かれた附票も含む）
- ④戸籍謄本、戸籍抄本（除かれた戸籍も含む）
- ⑤戸籍記載事項証明書

登録の期間

5年間です。（期間満了3か月前から継続の申し込みができます）

●なお、この制度の詳細については3月上旬に全戸配布させていただきます。

登録できる人（次のいずれかに該当する人）

- ①関川村の住民基本台帳に記録されている人（転出などで5年以内に除かれた人を含む）
- ②関川村の戸籍（除籍などを含む）及び戸籍の附票（除かれた附票を含む）に記載されている人

登録の方法

- ①本人確認書類（運転免許証、パスポート、顔写真付き住基カードなど）を持参してください。
- ②代理人による申請の場合は、委任状と①は代理人のものがが必要です。なお、病気などで窓口に来られない方などについて、詳しくはお問い合わせください。

～本人通知制度の導入にあたって～

全国的に偽造請求書を利用し、住民票の写しや戸籍抄本などを不正に取得する事件が多発しています。この制度を導入することで、このような不正取得の抑止や、個人の権利侵害を防止する効果が期待されます。

※登録者に交付の可否を確認したり、第三者に交付ができないようにしたりする制度ではありません。



【問い合わせ先】 住民福祉課 住民戸籍班
☎ 64-1471

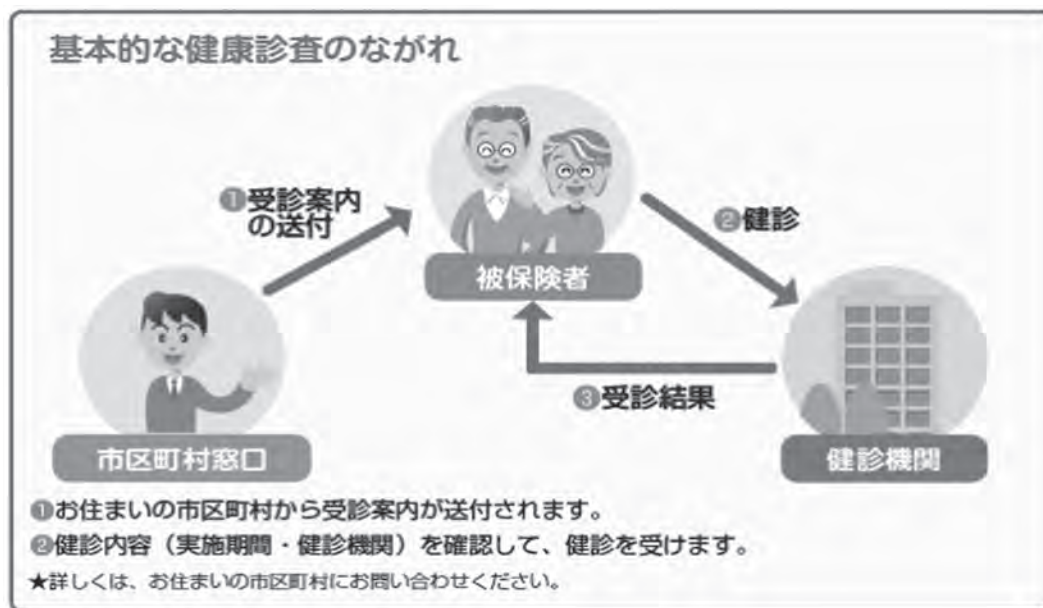
「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.9 健康診査の受診について

生活習慣病といわれる糖尿病や高血圧症、脂質異常症は、最初は症状がなくても心臓病や脳卒中などの重大な病気につながります。

後期高齢者医療制度の被保険者は、お住まいの市区町村が行う健康診査を「無料」で受診することができます。日ごろからの健康管理に加えて、年に1回の健康診査を受診しましょう。

健康診査のながれ



健康診査を有効に受けるポイント

1 「1年に1回は健康診査を受ける」

病気の早期発見のため、定期的な健康診査を心がけましょう。

2 「再検査・治療の必要があれば必ず病院で医師の診察を受ける」

病気が悪化する前に治療を受けましょう。

3 「自分の健診結果の内容を知っておく」

健診結果には必ず目を通して、自分の健康状態をしっかり把握しておきましょう。

健康相談を受けられます

住民福祉課健康介護班では、健康相談ができる窓口を開いていますのでご利用ください。

ワンポイント Q & A

【Q】現在、生活習慣病などで医療機関に通院中です。健康診査を受けることができますか？

【A】既に医療機関で必要な検査を実施していると思われますが、医師と相談していただき、受診を希望される場合は市区町村で実施している健康診査を受診することができます。